

1 指定要件

(1) 形式的要件(法令上の要件)

地方自治法第 252 条の 19 第 1 項で「政令で指定する人口 50 万以上の市(以下「指定都市」という。)」とされている以外に規定はない。

(2) 実質的要件

これまでの指定状況をみると、

人口 80 万以上で将来的に人口 100 万程度が期待でき、
都市機能や行財政能力において他の政令指定都市と遜色ない都市
が指定されている。

都市機能や行財政能力において遜色ないという要件はあいまいであるが、先進市の
状況などから政令指定都市の要件は以下のように推察される。

政令指定都市の要件

(ア) 人口 100 万以上	(3)参照
(イ) 人口密度が 2,000 人 / k m ² 程度あること	
(ウ) 第 1 次産業就業者比率が 10% 以下	
(エ) 都市的形態、機能を備えていること	
(オ) 移譲事務処理能力(県からの移譲事務を適正かつ能率的に処理できる能力)	
(カ) 行政区の設置、区の事務を処理する体制が整っていること	
(キ) 政令指定都市移行に関して、県と市の意見が一致していること	

(3) 人口要件の緩和

市町村合併支援プラン において、平成 17 年 3 月までに「大規模な市町村合併が行われ、かつ、合併関係市町村及び関係都道府県の要望がある場合には、政令指定都市の弾力的な指定を検討する」とされた。(新潟市は、約 81 万人[巻町含])

「市町村合併支援プラン」(市町村合併支援本部 平成 13 年 8 月 30 日)
〔具体的内容〕・70 万人程度に緩和(総務大臣談話等)
・緩和されるのは人口要件のみ

2 政令指定都市の効果

日本海側で最初の政令指定都市になることで国内外の認知度が上がり、国・県の重要なプロジェクトの誘致につながる。それにより、今まで以上に世界各国との交流が活発化し、国際的な芸術・文化を享受できる機会が増加し、人・もの・情報の集積が図られる。

「都市が産業を生む」といわれる現在、人口の集積は大都市でしか成立し得ない都市型産業、サービス産業を成り立たせるものと期待される。また、人とももの交流を担う都市基盤の空港・港、新幹線、高速道路等の高速交通体系の整備が進むことも期待される。

このような認知度の上昇とインフラの整備により都市の拠点性が高まることで、既存産業の活性化や新産業の誘致が図られ、就業機会の増加や若者の定着が期待できる。

(1) 事務配分上の特例

政令指定都市は、地方自治法上、都道府県が処理する事務の全部又は一部を直接処理することができる」とされている。また、この他にも個別法の規定により権限が移譲されている。

〔効果〕総合的で自主的な行政による市民サービスの向上

地方自治法あるいは個別法の規定により、県が処理する事務の全部又は一部を直接処理することができるため、市民の行政需要に的確に対応した自主的な行政を進めることができる。

事務配分上の主な特例

社会福祉行政に関する事務	<ul style="list-style-type: none"> ・児童相談所及び児童福祉司の設置に関する事務 児童相談所(必置) 児童福祉司(必置) ・療育手帳の交付に関する事務
保健衛生に関する事務	<ul style="list-style-type: none"> ・精神障害者又はその疑いのある者の入院措置及び入院措置の解除等に関する事務 ・精神保健福祉センターの設置(必置) 保健所等の地域精神保健活動を技術面から指導・援助する機関
地方教育行政に関する事務	<ul style="list-style-type: none"> ・県費負担教職員の任免、給与の決定、休職及び懲戒に関する事務
土木・都市計画行政に関する事務	<ul style="list-style-type: none"> ・一般国道の管理 ・市内の県道の管理 ・一級河川及び二級河川の管理 ・都市計画の決定 風致地区、臨港地区(重要港湾以上)、流通業務地区、都市高速鉄道、県道及び4車線以上の市町村道等の道路、10ha以上の公園・緑地、流通業務団地、市街地開発事業(50ha)
産業、経済に関する事務	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模小売店舗の基準面積の特例の制定に関する事務 ・大規模小売店舗の新設、変更の届出及び公告に関する事務

(2) 行政関与等の特例

政令指定都市については、その処理する事務について県からの一定の独立性を認め、知事等の関与等を不要とするなどの特例が認められている。

(効果) 知事の認可、許可、承認等の処分や改善、停止、制限、禁止等の命令について関与の必要をなくし、又はその関与に代えて直接主務大臣の関与となる。
これにより、知事の関与がなくなるものについては、自主的、一元的な行政執行が図られるようになり、直接主務大臣の関与となるものについては、市の意思を直接表明することができるようになる。

行政関与等の主な特例

ア 知事の関与等を要しなくなる事務

社会福祉行政に関する事務	・児童福祉施設(知的障害児施設、養護施設、児童自立支援施設など)についての質問、検査、改善命令、事業停止又は停止の命令など 児童福祉施設 児童福祉施設は、児童及び妊産婦の援護のための国、県、市町村等が設置する福祉施設。 児童福祉施設のうち、助産施設、保育所、母子生活支援施設については、中核市にも関与等の特例が認められている。
--------------	--

イ 知事の関与等に代えて主務大臣の関与等となる事務

地方自治に関する事務	・地方債の起債、起債の方法、利率及び償還方法の変更の許可 総務大臣の許可は、平成 17 年度まで。それ以後は、地財法第 5 条の 3 により総務大臣協議になる。
	・地方交付税の額の算定に用いた資料の検査

(3) 行政組織上の特例

政令指定都市には、行政区の設置などの特例が設けられており、行政組織の強化が図られている。

(効果)身近な行政サービスの提供ときめ細かなまちづくりの推進

市域をいくつかの区に分け、新たに区役所が設置される。

区役所では、戸籍、住民登録、納税、国民年金などの窓口業務や福祉業務などの日常生活に密着した事務のほか、市民相談、広報、文化・スポーツ振興、まちづくりなどの地域振興業務も行うことができる。

このため、これまで以上に身近な行政サービスを提供できるとともに、地域の実情に応じたきめ細かなまちづくりを推進することができる。

行政組織上の特例

区の設置(必置)	<ul style="list-style-type: none"> ・区役所は、市長の権限に属する事務を分掌するために設置される。 ・区長の権限などについては、各市の判断で定めることができる。 ・区は大都市における市政の地域単位としてとらえられているが、独立の法人格を有するものではない。 東京都の特別区は法人格を有する。 小区役所制 戸籍、住民基本台帳、税、国民健康保険など日常的な窓口業務 大区役所制 小区役所制の業務のほか、福祉、土木、建築などの業務も所管する。 近年、福祉業務は全ての指定都市の区役所で所管している。
区長の配置(必置)	<ul style="list-style-type: none"> ・区長は、市長が事務吏員の中から任命する。
区助役の配置(任意)	<ul style="list-style-type: none"> ・区助役は、市長が事務吏員の中から任命する。 ・区長を補佐し、区長に事故あるときはその職務を代理する。
区収入役の配置(必置)	<ul style="list-style-type: none"> ・区収入役は、市長が事務吏員の中から任命する。
選挙管理委員会の設置(必置)	<ul style="list-style-type: none"> ・区に選挙管理委員会を置く。
農業委員会の設置(原則設置)	<ul style="list-style-type: none"> ・区に農業委員会を置く。 (区ごとに農業委員会を置いている指定都市はない。)

(4) 財政上の特例

政令指定都市移行に伴う移譲事務や行政組織の変更等による新たな財政需要に応じて、国や県から財源の移譲や交付金の増額等の措置がなされ、更に地方交付税についても政令指定都市の特性を考慮されるなど財源の確保とその自主的運用により、重点的、弾力的な財政運営が期待される。

〔効果〕財政力の増大による大きなまちづくりの推進

大都市の行政需要に見合うように財政基盤の充実が図られ、その自主的運用により事業を展開することが可能となる。

財政上の特例

ア 歳入に関するもの

新たな財源	・石油ガス譲与税 ・軽油引取税交付金 ・宝くじ収益金
増額が見込まれるもの	・地方交付税 ・地方道路譲与税 ・自動車取得税交付金 ・交通安全対策特別交付金

イ 歳出に関するもの

移譲事務及び行政組織の変更に伴う支出	・政令指定都市においては、新たな行政施設、審議会等の設置等が必要となるほか、区ごとに選挙管理委員会等が設置されるなど、移譲事務の執行、行政組織の変更等による経費の増加が見込まれる。
--------------------	--

(5) 選挙関係の特例

政令指定都市については、県議会議員及び市議会議員選挙について、区の区域毎に選挙区及び議員定数が設定される。

〔効果〕区単位で選挙が実施されることになり、より身近な選挙が可能となる。

選挙関係の特例

選挙管理委員会の設置 (必置)		・市の選挙管理委員会のほか、区ごとに選挙管理委員会を設置する。		
		項目	政令指定都市	一般の市
市議会	市議会議員の選挙区	区の区域	市の区域	
	区ごとの市議会議員定数	各選挙区の人口に比例して市の条例で定める		
県議会	県議会議員の選挙区	区の区域	市の区域	
	区ごとの県議会議員定数	各選挙区の人口に比例して県の条例で定める		

(6) その他の特例

各種の申請等において国と直接交渉を行うことができ、より円滑な事務執行が可能となる。

〔効果〕国との関係強化による積極的な事務事業の推進

国との関係が直接的となるため、市の意思を国に対して直接表明し、折衝することとなり、積極的に事務事業を推進することが可能となる。

3 区制

(1) 区役所の位置付け

地方自治法により、政令市は必ず行政区を設置しなければならないこととされている。

参考 地方自治法第 252 条の 20 第 1 項

指定都市は、市長の権限に属する事務を分掌させるため、条例で、その区域を分けて区を設け、区の事務所又は必要があると認めるときはその出張所を置くものとする。

(2) 区役所の役割

各政令指定都市の状況を見ると、区役所の役割としては以下の2つが考えられる。

地域の実情に応じた、身近できめ細かな行政を行う「総合行政機関」

区役所は、大都市における住民に身近な行政を円滑に施行するため、市長の権限に属する事務を分掌。

単なる窓口事務の処理をするためや単なる本庁の出先機関としてではなく、「区民の行政に対する要望に、可能な限り総合的、完結的に対処」できる「総合行政機関」として位置付けられることが多い。

住民と市役所を媒介するパイプ役

区役所は、各種の行政サービスを十分に市民一般に浸透させるとともに、市民の行政需要を適切にくみ上げるためのパイプ役としての機能と、区域における企画調整機能を持つ。

地方分権社会にあって、自己決定、自己負担、自己責任による行政が求められており住民参加によるまちづくりや福祉行政を進めていく上で、今後、市政と住民を結びつける区役所の役割がより重要になってくる。

区(区役所)のあり方をどうするか、あるいは、市の区域よりも小さな単位の行政や自治をどうするか、ということは、今日の大都市の自治体にとってきわめて重要な問題である。

(3) 区役所の事務

区役所の事務には、法律に区及び区長が処理すると定められている事務と、事務委任規則により区長が処理するとされる事務がある。

法律により処理する事務

法律に区及び区長が処理すると定められている主な事務は、以下の表のとおりである。

根拠法令	条項	事務の概要
ア 戸籍法	第4条	・戸籍の編成 ・諸届の受理 ・謄抄本の交付 ・その他戸籍に関する事務
イ 住民基本台帳法	第38条 令第31条 令第32条	・住民基本台帳の作成 ・諸届の受理 ・住民票の写しの交付 ・その他住民基本台帳に関する事務
ウ 外国人登録法	第3条	・外国人の登録 ・登録証明書の交付 ・その他外国人登録に関する事務
エ 地方税法	第337条 第438条	・市税に係る犯則事件に関して、差押物件、領置物件を公売し、その代金を供託すること等。 (市税に係る犯則事件については、国税犯則取締法が準用され、国税局長の職務は指定都市の市長が行い、税務署長の職務は指定都市の区長が行う等の特例)
オ 健康保険法	第180条	・保険者又は行政庁等の請求を受け、保険料その他の徴収金の滞納処分を行うことができる
カ 船員保険法	第12条の2	
キ 厚生年金保険法	第86条	
ク 私立学校教職員共済法	第31条	
ケ 学校教育法施行令	令第4条	・児童生徒等の住所の変更による届出について当該市町村の教育委員会に通知すること
コ 国民健康保険法	第112条	・保険給付を受ける者等に対し、条例の定めるところにより戸籍について無料で証明を行うことができる
サ 国民年金法	第104条	
シ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律	第34条	
ス 公職選挙法	第11条 令第141条 の2	・選挙権及び被選挙権を有しなくなるべき事由が生じたこと又はその事由がなくなったことを知ったとき、関係市町村の選挙管理委員会への通知を行うこと

事務委任規則により処理する事務

各政令指定都市の事務委任規則により区長が処理するとされる事務のうち、主なものは以下のとおりである。なお、項目によってはかならずしもすべての政令指定都市で事務委任していないものもある。

総務・税務関係	印鑑証明の交付、印鑑登録に関する届出の受理 県税・市税の一部の賦課徴収 課税証明・納税証明の交付
保健・福祉関係	介護保険の要介護認定及び要支援認定、保険料の賦課徴収 国民健康保険の保険料賦課徴収、資格取得・喪失の届出の受理 乳幼児に対する医療費の助成 児童手当・特別児童手当の支給